

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪労働衛生総合センター吸収冷温水機冷却水系統修繕工事 大阪市西区土佐堀2-3-8 R4.6.17~R4.11.15	支出負担行為担当官大阪労働局長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.6.17	株式会社日立ビルシステム関西支社 大阪市北区堂島浜1-2-1	2010001027031	別紙1参照	4,081,110	3,520,000	86.3%	-	-	-	-	
2 大阪労働衛生総合センターエレベーター更新工事 大阪市西区土佐堀2-3-8 R4.6.30~R5.3.24	支出負担行為担当官大阪労働局長 森實 久美子 大阪市中央区大手前4-1-67	R4.6.30	日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所 大阪市西区土佐堀2-4-9	8010001032926	別紙2参照	28,959,700	23,100,000	79.8%	-	-	-	-	

契約件名及び数量	大阪労働衛生総合センター吸収冷温水機冷却水系統修繕工事
随意契約によることとした理由	メーカーが施工する必要があることから、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記の理由により競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	大阪労働衛生総合センターエレベーター更新工事
随意契約によることとした理由	一般競争入札に付したものの入札者がなかったため、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に基づき随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	